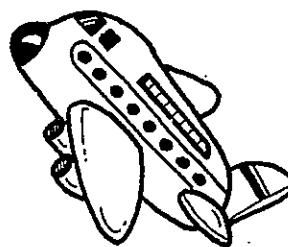


生保裁判連ニユース

第一二号 一九九九年八月
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(05-241-1234)

「秋の匂い」をただよわせ
北海道がお待ちしております

道生連 細川久美子



全国生活保護裁判連絡会

第5回総会in札幌のご案内

日時

1999年9月5日(日)

午前9時半開場、10時開会～午後4時まで

会場

道民活動振興センター「かでる2.7」
札幌市中央区北2条西7丁目

プログラム

9:30 受付

10:00 開会あいさつ

特別報告① 深堀寿美(弁護団)「中嶋訴訟控訴審勝利報告」

特別報告② 奥村回(弁護団)「高訴訟1審勝利報告」

現地からの報告 北海道生活と健康を守る会 会長 三浦誠一

記念講演 杉村宏(北海道大学教授)

「生活貧困層の現状とナショナル・ミニマム保障」

～北海道の貧困の現状に即して～

経過報告 生保裁判連事務局

1:00 分科会

①北海道における生活保護運動の到達点と課題

②法4条をめぐる今日的課題

③介護保障、介護保険と生活保護

まとめ

本州は梅雨の真っ最中でしょう。この度の豪雨の被害による犠牲者の方々に心より哀悼の意を表します。北海道は、厳しい冬の季節を経て、春爛漫から暑い夏へと季節の楽しさを感じる毎日を過ごしています。

先日(六月二十五日)、札幌市の交渉が行われました。生活保護の争点になったのは、申請をした権侵害です。Aさんは申請をした翌日にケースワーカーが訪問し、「弟と長男に面倒を見てもらうので取り下げます」と無理やり「取り下げ書」を書かされました。勿論申請したけれども取り下げるケースは現実にあると思いますが、平成九年度全市で二九六件、八年度で三三〇件という異常な取り下げ件数があることがわかり、交渉の争点となつたものです。

私自身二〇年に及んで生活保護行政と真正面から挑んできました

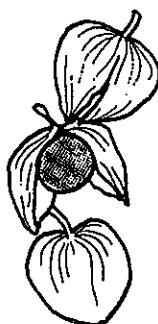
後をたちません。

あと二ヶ月ちょっとで全国生活保護裁判連絡会総会と交流会が北海道・札幌で開かれます。全国から、多くの皆さんに参加していました。そこで、その活動をおおいに学びあう場にしていきたいと考えています。

北海道社保協もその一翼をなすことを総会で決めました。七月には、北海道実行委員会を結成し、生活保護にかかる北海道の人たちへも呼びかけ、全国から参加される皆さんをお迎えしようとして道生連常任理事会ははりきっています。

九月、北海道はもう秋の匂いをただよわせています。また秋の味覚も格別です。お待ちしています。

(六・三〇記)



福岡・中嶋訴訟（学資保険裁判）

最高裁に係属して半年・・・

東京弁護団との会議始まる！

弁護士 深堀寿美

1. 中嶋訴訟が最高裁に係属して半年経ちました。福岡での常任弁護団は、これまで、最高裁へ届ける書面をどのように書いたら最高裁の裁判官も高等裁判所の判断を正しいと判断してくれるのか、いろいろ議論を重ねてきましたが、

何しろ憲法裁判において高裁で勝訴して最高裁で相手の上告を受け立つ、というのは初めてです。最高裁での審理の特殊性をにらんで、聞い方を誤らないようにしなければなりません。

「学資保険裁判を支援する会」の

全国組織結成に向け

ただ今、奮闘中！

準備室 杉本美江

五月の全生連全国理事会の提起をうけて六月から「学資保険裁判を支援する会」準備室を全生連事務局内におき、結成にむけてのとりくみをはじめています。

「支援する会」結成にあたって、現在「よびかけ団体」の確定をするために、関係団体に申入れをおこなっているところで、中央社保協、全教、自治労連、母親連絡会、新婦人、私教連への申入れを終えました。ひきつづき全労連、公扶研や、学者、研究者、弁護士などの方々への働きかけをおこなう予定です。

3. その会議では、まず最高裁を舞台にしてどのように訴訟を進行させていくのか、また、裁判所外でいかにこの訴訟を広く国民のみなさんに知っていただき、世論として福岡高裁の判断の正しさを後

押しするか、について意見交換をしました。

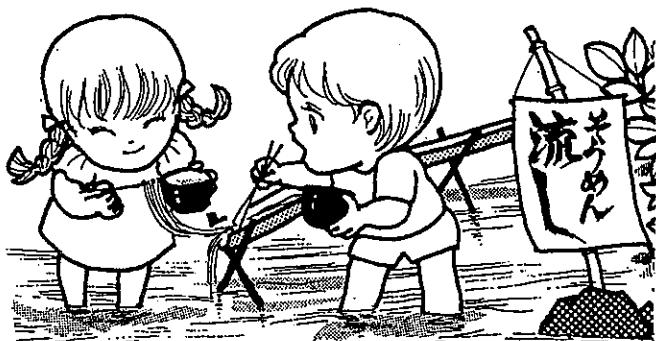
4. 最近、生活保護を巡る判決が地裁・高裁レベルで沢山出ていますので、最高裁が何らかのアクシ

5. 福岡の弁護団は、「最高裁の弁論は名古屋の訴訟で開いていたとき、中嶋訴訟はひとつそりと相手方の上告棄却で終わらせたい！」のが本音ですが、甘い期待の上に眠ることなく準備をすすめようと考えています。

ま、それはさておき、何が何でもこの中嶋訴訟の高裁勝訴判決を確定させたいと思っています。弁

ヨンを起こすのではないかと考えられる、具体的には生活保護裁判での弁論を開くのではないか、との指摘が東京の弁護団からなされました。

護団もがんばりますので、今後ともご支援お願ひいたします。



全生連事務局長は「この裁判に勝利すれば、生活保護行政に決定的に影響を与える、憲法二五条を守る重要な運動である。」また不況のもとでの生活保護の実態、全生連の運動の状況など訴え、「よびかけ団体となつてほしい、七月中には組織での確認が得られるよう検討いただきたい」と、要請しました。全生連としては、よびかけ団体が確認でき次第、「支援する会」を結成（一〇月はじめ）する予定でとりくみをはじめていきます。

11

六。二京都。学資保険裁判シンポ

利用者、市民、団体と

ケースワーカーの共同の取り組みが前進！

生活保護の「適正化」（という名の保護しめつけ）が浸透していくにしたがって、利用者（受給者）とケースワーカーは、えてして対立的な立場に置かれます。そして、不幸な事件がおきたり、不服申立が頻発したりします。

しかし、憲法で保障された生存権を守り実現していくことは私たちケースワーカーの仕事であるし、市民は健康で文化的な最低限度の生活する権利を有しています。もともと矛盾した立場やいがみあう立場ではないはずです。「適正化」政策を推し進めてきた国や自治体当局こそが問題の根源と言えるでしょう。

このような共通認識のもとで、昨年一月、京都市職労民生支部や生健会（生活と健康を守る会）、利用者が実行委員会を結成し、生活保護シンポが開催され大きく成功しました。

この成功をさらに発展させようと、今回「学資保険裁判シンポ」が開催されました。

シンポジウムでの主な報告は、

次のとおりです。

○「当たり前のこと（お金をためて高校に行くこと）を当たり前に」とお金をためることとしてわかつてもらうために頑張った（中嶋訴訟弁護士・深堀寿美弁護士）

○「親がすり切れないような生活保護を。不正なことは一切しないと決意して子供を税金の払える子供にしようと頑張った」（元保護受給者・江守さん）

いずれも、誰もがうなづく感動的な報告が行われました。

○「子どもを高校に行かすために貯金しようと保護世帯に言っている」（生活保護ケースワーカー・木下さん）

1 金沢の高訴訟の判決が、六月一日、金沢地方裁判所で、言い渡されました。

勝訴判決です。

地元では、多くのマスコミが高さんと取材攻勢をかけ、全ての報道が好意的かつ障害者問題や生活保護等を前進させるものと評価してくれました。

高さん自身も、その後、街角などで沢山の方から、良かったね等の言葉も掛けられ、改めて、訴訟等をやってきたことが報われたとの感も持ったとのことでした。

2 事件そのものは、すでに何度も紹介したように、石川県心身障害者扶養共済年金（月額二万円）

が、生活保護費決定の際に収入認定されてきたことにつき、その収入認定の違法性を問い合わせ、さらに高さんに支給されている他人介護料の認定額が、現実の必要に比し、極めて低額なため、他人介護料特別基準の設定の違法性（金額そのもの及び厚生大臣設定の特別基準の上限の存否）を問うたものです。

3 裁判は、大阪市立大学の木下教授、竹下弁護士、

等に乗せられて、もとい、励まされて、他人介護料特別基準の上

限問題、障害者の自立、自己決定権等の根本的な問題にまで発展し、国側も（被告は金沢社会福祉事務所長ですが、被告代理人に証務検事が着き実質的相手は國）ついに、本來、原告高さんの場合は、介護施設収容が考えられるべきであることをまで言い出し、かなり本格的な社会保障裁判となってしまった。

藤訴訟、福岡中嶋訴訟等の生活保護関係裁判の勝訴判決の流れを更に一步進めたものと思います。

また、判決は、高さんの生活実態をきちんと認定し、高さんという障害者に対する生活保障ことに生活保護による保障が、極めて不足状態にあることを認めました。また、障害者福祉の法及び政策の

藤訴訟、福岡中嶋訴訟等の生活保護関係裁判の勝訴判決の流れを更に一步進めたものと思います。

と捉えるのが相当」とも判示しました。

6 原告及び代理人は、六月二二日、金沢市長及び金沢社会福祉事務所長に対し、控訴しないこと、

判決の趣旨を生かした実務を行え

等の申入れをし（言葉とは裏腹に

被告控訴を焚き付けにいったよう

なものですが）、その結果？被告

は、六月二十四日名古屋高裁金沢支

部へ控訴しました。

代理人としては、高裁での再度

の障害者論、生活保護論の展開の場を与えられることとなり、涙・涙・涙？の今日この頃です。

七月三一日（土）午後三時から、

高裁に向けてのガンバロー集会を行います。参加、ご支援のほどよろしくお願い致します。

金沢・高訴訟・勝訴判決

弁護士 奥 村 回



流れにも触れ、そこから障害者の自立、自己決定権が存在すること、さらに（生活保護）「法の目的とする「自立」の概念も、単なる経済的自立（施しをうけない生活）にとどまらず、たとえば他人の介護なくして生きることのできない障害を有する要保護者との関係では、その自律的な生活を助長するとの意をも含めた、より広い概念

5 かよう、判決はなかなか「真面目な」判決であり、評価すべき点も多いのですが、他人介護料特別基準の上限問題や収容保

護問題等については、大幅な行政

裁量を認めて、原告側の主張を排

斥してしまうという面もあり、大きな課題が残されるものであります。

代理人としては、高裁での再度の障害者論、生活保護論の展開の場を与えられることとなり、涙・涙・涙？の今日この頃です。

七月三一日（土）午後三時から、高裁に向けてのガンバロー集会を行います。参加、ご支援のほどよろしくお願い致します。